

自動車リサイクル法における不法投棄等対策の検討の方向性（案）

1. 不法投棄等対策の自動車リサイクル法における位置づけ

- 平成17年1月1日から本格施行される自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）においては、解体自動車等に関して都道府県又は市町村が措置命令により原因者の責任を追及等することを原則としたうえで、生活環境保全上の支障の除去（代執行）を行った場合に、自動車の最終所有者から預託されたリサイクル料金の剰余金の一部を活用してその費用に対する出えん（4号業務）や指定再資源化機関が解体自動車等の引取り・再資源化（5号業務）を行うことが可能な制度となっている。

ただし、不法投棄等がなされている車については自動車リサイクル法の施行前において可能な限り撤去等を行うべきことが原則であること、また、自動車リサイクル法施行後においては、同法等の適正な運用により新たな不法投棄等がなされる車は相当程度抑制されるものと見込まれることにつき留意。

- 上記の自治体への出えん又は引取り・再資源化の主体は、自動車リサイクル法第105条に規定する指定再資源化機関であり、平成15年6月に（財）自動車リサイクル促進センターが国の指定を受けている。

(注)

- ・自動車リサイクル法は、シュレッダーダスト、エアバッグ類及びフロン類のリサイクル・処理に要するリサイクル料金を、原則として新車販売時（既販車については車検時まで：それ以外は引取業者の引取時）に自動車所有者に負担いただく制度。
- ・剰余金は、中古車を輸出したが還付請求がない場合、廃車ガラ輸出によりシュレッダーダストの処理が不要となった場合等に結果的に発生する。
- ・路上放棄車については、市町村が代執行によらず処理している事案もあることから、（社）日本自動車工業会をはじめとした自動車関係業界で構成する「路上放棄車処理協力会」による市町村への資金協力のシステム（別添2参照）は存続される。

【参考】自動車リサイクル法上の規定

(業務)

第106条

指定再資源化機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

(一、二、三略)

四 使用済自動車、解体自動車若しくは特定再資源化等物品又はこれらの処理に伴って生じた廃棄物が不適正に処分された場合において、廃棄物処理法第19条の7第1項又は第19条の8第1項の規定による支障の除去等の措置を講ずる地方公共団体に対し、資金の出えんその他の協力をすること。

五 前号に規定する場合において、廃棄物処理法第19条の7第1項又は19条の8第1項の規定により地方公共団体の長が撤去した解体自動車又は特定再資源化等物品を引取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施すること。

(以下略)

2. 4号業務（自治体への出えん業務）

(1) 対象物品

都道府県又は市町村が代執行で撤去する使用済自動車等

- ・使用済自動車
- ・解体自動車（廃車ガラ）
- ・特定再資源化等物品・・・・フロン類、エアバッグ類、シュレッダースト
- ・これらの処理に伴って生じた廃棄物（タイヤ、廃油、廃液等）

※代執行まで必要であることから、主に、大量に不法投棄・野積みがなされている場合を想定。路上放棄車を市町村が代執行によらず処理する場合には、路上放棄車処理協力会の活用が想定される。

(2) 出えん先

都道府県又は市町村

(3) 出えんの要件

- 使用済自動車等について、処理基準に適合しない処理（いわゆる野積みや、不法投棄）が行われ、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる（※）こと（原因者が特定できる場合には、都道府県知事又は市町村長が当該処分を行った者に措置命令を発動していること）

※ 例えば、以下のようないわゆる野積みや、不法投棄）が行われ、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる

- ・廃油・廃液の漏出により、地下水の汚染のおそれがある
- ・自動車が大量に積まれていて、他者の土地に倒壊するおそれがある
- ・カやボウフラが発生し、衛生上の問題が生じている

- 自治体において、以下の事由により、代執行を行うこと。
 - ・措置命令を発動している場合には、当該処分を行った者が期限までに措置を講じないとき
 - ・当該処分を行った者を確知できないとき（公告が必要）
 - ・緊急に除去する必要があるとき
- 都道府県又は市町村が、以下の未然防止対策を着実に実施していること
 - ・生活環境の保全を確保するために明確な目標や計画を立案していること。
 - ・引取業者、解体業者等の関連事業者、一般住民への適切な広報・指導を行っていること。
 - ・使用済自動車等の不適正処理を防止するための監視活動を実施していること

(4) 出えんの対象となる業務範囲

- 出えんの対象は、原状回復のために直接必要な経費として、以下が想定される。これらに関して、リサイクル料金の剰余金から出えんが可能。

- ①仮設工事費、運搬費、借上料、機械器具修繕費、燃料費等、撤去・運搬するため
に直接必要な経費
- ②自治体が自ら業者に委託して処理を行う場合、その委託費又は請負費
- ③不適正処理されていたものが使用済自動車の場合は、自動車リサイクル法に基づ
くリサイクルルートに乗せる（引取業者に引き渡す）必要があるが、リサイクル
料金の預託がされていない又は車台番号が削られていて預託が確認不能な場合に
は、そのリサイクル料金部分

- 他方、代執行に至るまでの事前調査、処理計画の策定等に要する費用については、
出えんの対象とはならない。

(5) 出えん実務

- 上記出えんの対象事業範囲や申請方法等については、（財）自動車リサイクル促進
センターがあらかじめ「要綱」を定めることとなる。出えんにあたっては、同センタ
ーに設置される資金管理業務諮問委員会及びその下部組織である離島対策等検討会に
おいて審査が行われ、個別の出えんの妥当性が審査される。

【註】離島対策等検討会

指定再資源化機関が行う離島対策、不法投棄等対策への協力に関し、剰余金を原資とする
資金を透明かつ公正に自治体に出えんすることを確保するため、資金管理業務諮問委員会の
下部組織として設置する機関。地方公共団体からの申請に対する審査等の実務を行うことを
想定。

- 都道府県又は市町村からの（財）自動車リサイクル促進センターへの具体的な申請手続き（必要書類、タイミング等）については、都道府県又は市町村における議会との関係、経理・出納の都合等と、センターにおける毎年度の事業計画認可、離島対策等検討会の開催、出えんに必要な証拠書類の必要性等との整合性を図るべくさらに検討が必要。

3. 5号業務（引取り・再資源化業務）

(1) 対象物品

都道府県又は市町村が上記4号業務で撤去する解体自動車等
・解体自動車（廃車ガラ）
・特定再資源化等物品・・・・フロン類、エアバッグ類、シュレッダースト

※4号業務同様、代執行まで必要であることから、主に、大量に不法投棄・野積みがなされている場合が想定されるが、そのうちでも解体自動車ではなく使用済自動車にあたるものについては、正規のリサイクルルート（引取業者）に引き渡されることとなるため、5号業務の対象外。

(2) 業務内容

- 四号業務で撤去がなされた解体自動車等について、自治体がセンターに引き取りを求めた場合、これをセンターが引き取り、再資源化を行う。
- 処理施設への運搬、再資源化が業務範囲となり、これらの処理に関してはリサイクル料金の剰余金からセンターに出えんがなされる。

4. 不法投棄対策事業のスタート時点について

- リサイクル料金の剰余金の発生動向、他の出えん対象となる事業の状況等にもよるが、可能であれば17年度中にも事業をスタートさせる方向。
- ただし、不法投棄等対策事業にまわすことが可能な剰余金がどの程度になるかは現時点では不明であることから、どの程度の事業規模となるかについても未定である点に留意が必要。